

みんなとハーモニ

男女共同参画推進懇話会(西有家庁舎：市民課内) ☎ 73-6647

みなさんこんにちは！ 男女共同参画推進懇話会です。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。本市ではこの期間中、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、口之津ターミナルのモニュメントをパープル(紫色)にライトアップします。皆さんも、パープルライトアップの実施に取り組んでみませんか？実施された人はぜひ市民課までご報告ください。県にも紹介させていただきます。

男女問わず暴力撲滅について、1人ひとりが考える機会にしてみてください。



口之津ターミナルのライトアップ
●期間:11月12日～25日



悩んでいる人は1人で悩まず、相談してください。

配偶者・交際相手からの暴力

暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

は れ れ ば
#8008

性犯罪・暴力

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

はやくワンストップ
#8891

共家事・共子育てウィーク

女性に偏りがちな家事や子育てを、夫婦をはじめ家族や地域などがみんなでシェアするウィークです。詳細は県ホームページをご覧ください。

11月14日(金)～23日(日)



県HP

ワーク・ライフ・バランスの日

仕事と生活のバランスがとれた日常を送ることを考えてみましょう！

11月23日(日)



こんにちは！消費生活センターです

南島原市消費生活センター
☎ 82-3010

身に覚えのない荷物が届いた！

～冷静に、まずは心当たりのある人に送付していないか連絡を～



●相談事例①

私宛の荷物が届いたが、心当たりがない。外箱には大手通販サイトのマークがあるものの、差出人は不明。同居家族も知らないという。どうしたら良いか。

●相談事例②

夫宛に荷物が届き、受け取って開封した。中身はフライパンで、帰宅した夫に尋ねたが、注文していないという。配送会社からは開封済みの商品は受取拒否できないと言われた。代金の請求はまだない。支払い義務があるか。

<消費生活センターからのアドバイス>

注文していないのに商品が届き、代金の請求を受ける手口を「送り付け商法(ネガティブ・オプション)」といいます。注文していなければ契約は成立しておらず、代金を支払う義務はなく、商品は即日処分して良いことになっています。しかし、誤送付の可能性もあるので、一定期間は保管することが望ましいです。家族宛に商品が届いた時は、受け取る前に必ず本人に確認しましょう。代金引換で支払うと、返金は困難になるのでご注意ください。

一方で、身に覚えのない商品が、実は親族や友人が依頼したものだったケースも多いため、まずは親族や友人に、送付していないか尋ねるようにしましょう。

また、親族や友人に、以前ネット通販を利用して代わりに商品を送ってもらったことがある場合は、その人が送り先の住所登録を誤ったまま注文し、意図せず自分に届いてしまうケースもあります。

最近を送り状に差出人の名前が記載されないことも多いので、親族や友人に商品を送付する時は、一報を入れるようにしましょう。

なお、注文したものと違う商品や、1回きりと誤解した定期購入の商品は、対処法が異なりますので、処分せずに販売会社へご相談ください。

困ったことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

つなごう未来へ！ 島原半島ユネスコ世界ジオパーク



島原半島ジオパーク協議会 ☎ 0957-65-5540

E-mail: info@unzen-geopark.jp



有家町に息づく福の神

～そろばんを持つ恵比寿さんの謎～

「恵比寿さん」とは、七福神の一柱で、主に漁業の神様として知られています。一般的には、鯛を抱えて釣り竿を持ったお姿で親しまれていますが、有家町には少し変わった恵比寿さんがいることを知っていますか？

小川地区の港近くにある恵比寿像は、1943年に雲仙火山の溶岩を用いて地元の人々の手によって建立されました。当時、小川地区は商いが盛んな地域であり、商売道具の象徴であるそろばんを持たせることで、商売繁盛の願いを込めたといわれています。これは、漁業だけでなく商業を営む町ならではの工夫といえるでしょう。

有家町を歩けば、路地やお堂、お店の中など、思いがけない場所でそろばんを手にした恵比寿さんに会えます。どの像も表情が豊かで、見る人の心を和ませてくれます。天気の良い日には、カメラ片手に「そろばん恵比寿めぐり」に出かけてみてはいかがでしょうか。地域の歴史や信仰にふれる、味わい深いひとときとなることでしょう。



教えて！国民年金

国民年金保険料は全額が
社会保険料控除の対象です！

今年中に納付した国民年金保険料(以下「保険料」)について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付されますので大切に保管し、年末調整や確定申告の際にご利用ください。

今年中に納付した保険料(過年度分、追納分)やご家族の保険料を納付した場合は、その保険料についても控除が受けられます。

※これまで書面で交付していた控除証明書を、e-Taxでの確定申告などに利用できる電子データとして、マイナポータルで受け取れるようになりました。希望する人は、事前に登録が必要です。

日本年金機構 確定申告 電子データ 検索

【発送時期】

①今年1月1日～9月30日に保険料を納付した人は、10月下旬から11月上旬

②今年10月1日～12月31日に保険料を納付した人(①の対象者を除く)は令和8年2月上旬

「ねんきん加入者ダイヤル」



0570-003-004(ナビダイヤル)

※一般電話からは市内通話料金でご利用いただけます。

「050」から始まる電話の場合は ☎ 03-6630-2525